さいたま市自治基本条例検討委員会 第4回会議 議会・行政部会検討の記録

日時	平成 22 年 10 月 12 日(火) 18:45~21:10
場所	大宮区役所南館第302会議室
参加者	〔委員等〕計9名
※敬称略	歌川 光一/高橋 直郁/中田 了介/湯浅 慶/渡邉 初江/染谷 義一/福島 康仁
	/遠藤 佳菜恵/堀越栄子[オブザーバー(東委員代理)]
	(欠席者:東 一邦/三宅 雄彦)
	〔事務局:さいたま市〕計4名
	企画調整課主幹 松本 孝/企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介/総合振興計画係
	主査 島倉 晋弥/企画調整課企画係主任 清水 慶久
	〔地域総合計画研究所〕 計 1 名
	森井緑朗
	〔傍聴者〕0名
議題及び	
公開又は	(1)さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換会の方法について (2)自治基本条例について(各テーマの検討)
非公開の	(2) 日冶墨本来例に 20・(音) (40)検討) [公開]
別	
配付資料	次第
	資料1 さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換の進行等(たたき 台)
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換会について 【事務局から】

- ・ 染谷部会長の御協力により、10月20日(水)に、さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央 青年会議所との意見交換会を持つこととなった。
- ・ 意見交換に当たっての進行と質問項目について、部会長等と相談して、また、以前に委員から提案のあった質問内容を基に、資料1のとおりたたき台を作成した。主な質問項目については、意見交換の入口としての「(1)最近の情勢及び事業活動の意義について」の2項目から「(2)事業者の立場から、さいたま市の行政、議会に対して感じること」の10項目〔①~⑦は概ね行政に係ること、⑨~⑩は議会に係ること〕、「(3)地域社会との関係について」の4項目、「(4)事業者の権利、義務」の4項目としている。
- 一方的に質問するだけではなく、委員会または委員個人の考えでも構わないので意見していく必要があると考える。
- ・ 本日は、質問項目の内容、優先順位、質問の統合整理など、また、当日の進行、役割分担等

を議論していただきたい。特に、意見交換の実質的な司会、進行役となる方は、質問、返答 についての時間配分への配慮と、質疑応答の議論の中から話の内容が広がるようなファシリ テーターとしての役割を果たしていただきたい。

【進行について】

- 進行の(1)~(7)までの流れは、概ね了とする。
- ・ 意見交換の75分が大事であるが、意見交換は、質問を体系立てて両団体に投げるのではなく、例えば、各団体が行っている社会的活動などの成功例、失敗例など話を引き出すことが 大事である。
- ・ 一問一答は時間的にも難しい。いくつかの質問に対して、ストーリー性を持ってまとめて答 えていただくのはどうか。かつて行政評価の検討作業の際に同様の方式をとったことがあっ た。
- ・ 意見交換の中での時間配分、スケジュールを守って進めることが大事である。
- ・ 「(5) 両団体からの活動等の概要について説明」が15分あるが、両団体は組織の性格も 異なることから、活動等の概要についての説明と、質問に対する回答を併せて各団体に20 分程度で行ってもらい、その後に意見交換を行うという進め方もある。
- ・ 「(6) 意見交換」の進行役は、質問項目のうち優先順位の高い項目を投げ掛けること、議 論の中でのポイントを捉え、話の内容を広げることが求められる。
- ・ 染谷部会長は、両団体についてご存知であることから、意見交換の司会役を行う。また、閉会の御礼の挨拶は歌川副部会長が、「(4) 自治基本条例検討委員会の検討状況の説明」は遠藤副委員長が行うこととする。

【二つの団体について】

- ・ さいたま商工会議所青年部と埼玉中央青年会議所は別の組織である。一般的に地方では商工 会議所青年部と青年会議所は会員が重なっている方が多いが、大都市部ではさほど重なって いない。
- ・ さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所のメンバーはどのような方々か。
- ・ さいたま商工会議所青年部も、埼玉中央青年会議所も会社の経営者が多い。さいたま商工会 議所青年部は46歳以下の方からなる。埼玉中央青年会議所は20歳以上40歳以下で構成 されている。二つの組織の目的は異なる。
- 埼玉中央青年会議所は、イベントをよく行っているという印象がある。また、早くからマニフェストについて取り上げ問題提起をしてきた先見性を持った団体でもある。
- ・ 埼玉中央青年会議所は社会と連帯することを育成する場であり、さいたま商工会議所青年部 は事業者の企業交流の場であり、二つの組織は立場がはっきりと違う。端的にいうと、"経 済活動重視"か"まちづくり活動重視"かの違いでもある。
- ・ 二つの組織に加入している会員は両者の組織の理念の違いの中で悩む方もいる。企業家として、事業や活動を通じ社会的責務を追求することが第一で、結果として利益が上がればよいという考えもあるが、この二つの側面をどのように統一して事業をするかである。
- ・ さいたま商工会議所青年部、埼玉中央青年会議所のメンバーには地域のファシリテーター役として頑張ってほしい。戦後の社会混乱の中で活動をしてきたメンバーには元気な方が多かったが、最近は大人しい方が比較的多い傾向にある。

【意見交換会で聞きたいことについて】

資料1より抜粋

「主な質問」

- (1) 最近の情勢及び事業活動の意義について
 - ① 最近の社会経済情勢に対して感じること、今後の見通しについてどのように思っているか。
 - ② 事業を行い、利益を得ることの社会的意義について、どのように考えているか。(雇用の保持・拡大、経済活性化、地域活性化、税収増など)
- (2) 事業者の立場から、さいたま市の行政、議会に対して感じること。
 - ① 事業を行っていて、行政(市長、市職員)に対して、普段どのように感じているか。期待することは何か。
 - ② 行政(市長、市職員)に特に注意してほしいことは何か。
 - ③ 行政側からの情報提供について、どのように思っているか。
 - ④ 事業者として、政策形成に参画することの意義について、どのように思っているか。
 - ⑤ 行政には「経営感覚」が必要という話を聞くが、「経営感覚」とはどのようなものと思っているか。行政の「経営」について、どう考えるか。
 - ⑥ 事業者と行政の望ましい関係とはどのようなものか。
 - ⑦ 事業を行っていて、区役所との関わりはどのようなものがあるか。区政についてどう感じているか。
 - ⑧ 事業者として、「リーダーシップ」とはどのように思っているか。
 - ⑨ 事業を行っていて、議会や議員に対して、普段どのように感じているか。期待することは何か。
 - ⑩ 議会では、議会基本条例を制定し、議会改革(開かれた議会など)に取り組んでいるが、どのように思うか。
- (3) 地域社会との関係について
 - ① 事業活動とは別に、行っている公益的活動について。
 - ② 事業者と地域社会の望ましい関係とはどのようなものか。
 - ③ CSR(企業の社会的責任)について、どう思っているか。
 - ④ 事業活動は、社会的意義もあると思うが、時にはマンション建設など地域住民等との対立 (権利の衝突)が起きる。これについて、どのように考えるか。
- (4) 事業者の権利、責務
 - ① 事業者の「権利」と「責務」と言ったときに、どのようなものがあると思うか。
 - ② より良いさいたま市をつくっていくためには、これからは行政だけでなく市民や事業者も地域課題について考え、行動していく必要があると思っているが、これについて、どのように思うか。
 - ③ 事業者として、より良いさいたま市をつくっていくために、どのような役割・行動が考えられるか。
 - ④ 行政や地域社会との協働により、より良いさいたま市をつくっていくために必要なことは何か。
- ・ アメリカでは "公益資本主義" という言葉がある。公益事業者であっても、きちんと利益を 生み出し、地域で事業活動することによって、地域内でのお金の還流が起こり、地域の活性 化の契機となっている。こうした観点からも質問してみたい。
- ・ それに関連することとして、たたき台の「(1) ②事業を行い、利益を得ることの社会的意義についてどのように考えるか」であるが、しかし、こうしたしっかりした大きなテーマを 投げ掛けると、相手も返答が難しくなることも想定される。
- たたき台の質問項目は理路整然とはしているが、こうした質問とは違った視点として、事業

者としてさいたま市民をどう捉えているかを聞きたい。

- ・ さいたま市をよくしようとして、どのような事業、活動をしているか、また、その際、市民 や行政との関係、あるいは市民や行政に期待することはどんなことか、といったことを聞き たい。
- ・ さいたま市の資源は"人"である。このことを、事業者としてどう捉えているか、また、事業を通して社会に何を伝えようとしているのかを聞きたい。
- ・ 埼玉中央青年会議所の規約等に書かれてあるものを見ると、社会に対して発信したいことが 言葉として立派に書かれてはあるが、国でも行政でもない"中間団体"としての埼玉中央青 年会議所が、社会への役割をどう捉えているのか聞きたい。
- ・ ストーリー性をもってまとめて応えていただくことはいいことではあるが、私たちとして是非答えていただきたいことは省略できない。例えば、資料にある主な質問の「(1)②」「(2)③~⑥」は答えて頂きたい。また、各団体に、自治基本条例に取り入れてほしいものは何かも聞きたい。
- ・ 自治基本条例をどう考えるか、自治基本条例が必要と思うかを聞きたい。
- ・ 私たちは、自治基本条例が必要であることを前提として取り組んでいるのだから、自治基本 条例に何を求めるかを聞く方がよい。
- ・ 企業家である会員の多くは、自治基本条例について知らない。したがって、まず自治基本条例の目指すものを説明する必要がある。次に、各団体が事業者として自治基本条例にどういった内容のことを入れてほしいかを聞く。そして、質問項目の中から特に聞きたいことを選定して聞く。
- ・ 是非聞きたいこととして、「(1)②」、また「(2)①~③」は同じ内容であるとして一つに、「(2)⑧」は「(3)」に移動する、「(3)①~③」は同じ内容であるとして一つにするなどして、5つくらいにまとめて聞く。例外的な質問として「(3)④」のマンション紛争のことがあるが、それと関連して「(2)⑧」のリーダーシップについてあわせて聞く。
- 「(4) 事業者の権利、責務」とあるが、事業者の権利とは、どういうことを意味している のかよく分らない。
- 例えば、公共の福祉に反しない範囲で事業者は事業活動を行うことができる、といったこと があると思う。
- ・ 「(4) ①」の事業者の権利、責務は聞きたい。事業者は納税をしているが、投票権を持っていない。事業者として市の政策形成に関与したいという思いもあるのではないか。
- $\lceil (4) \rfloor$ は $\lceil (4) \ 1 \rfloor$ と $\lceil (4) \ 2 \sim 4 \rfloor$ の 2 つに分けて聞く。
- 質問の順番として、「(1)」「(3)」、「(4)」として最後に「(2)」を聞く。
- ・ $\lceil (1) \ 2 \rceil$ と $\lceil (4) \ 2 \sim 4 \rceil$ は同じ内容であるから一つにしてもよい。
- ・ 東京などのさいたま市外で働きたいと思っている若者が多い。"さいたま市で若者が働く" というイメージがなかなか湧かない。さいたま市で働ける場が増えることと、若者が外に出 て行こうとすることとの関連性をどう事業者は捉えているのかを聞きたい。
- その議論は、東京圏の中のさいたま市がどういう位置にあるかという都市機能論に関することでもある。
- ・ かつて、埼玉県は中小企業が多いのが特徴的である、と悲観的に捉えるような県職員の声を

聞いたことがあるが、逆に、社長が多くいるということは、自立心のある熱い気持ちを持った人が多いということでもある。大手企業より中小企業の事業者の方が就職しようとする若者に将来を熱く語る人が多いように思う。

- ・ 意見交換では、部会で出された意見、例えば、なぜ若者がさいたま市で就職しようと思わないか、就職する場が少ない実態をどう捉えているか、今ここで議論されている疑問等を聞く のがよい。
- ・ 進行の「(5) 両団体からの活動等の概要について説明」と「(6) 意見交換」は一つにして、 各団体 15分程度で活動等の説明と質問をまとめてストーリー性をもって答えていただき、 残り時間を意見交換とする方向で両団体と調整を染谷部会長にお願いする。意見交換のファ シリテーターも染谷部会長とし、進め方も委ねる。

2. 検討シート(たたき台)の発表・検討 《共通テーマ》

(4)用語の定義

≪たたき台≫

【条例案骨子】

- ・ 自治基本条例における「市民」とは
- ・ 自治基本条例における「市民自治」とは
- ・ 自治基本条例における「協働」とは

【考え方・解説】

- ・ 誰のための自治基本条例であるか、また誰がまちづくりの担い手であるのか、条例において は、「市民」という解釈、定義を明確に解説する必要がある。
- ・ 市民自ら「自治」を強く意識し、市民としての自覚を持ってまちづくりに参画することによって、市民主体のまちづくりが推進されると考える。
- ・ 市民、市民団体、議会、市長、行政がともに協力し合い、さいたま市の未来あるまちづくり を行っていく「協働」の意義を解説する必要がある。

【前回の確認】

・ 前回の会議で、「(4) 自治の担い手(用語の定義)」は「(4) 用語の定義(自治の担い手)」としたことを確認する。

【検討】

- ・ 「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に、「協働」とは、「市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう」と定義されている。同条例で協働について既に謳われているのに、なぜ自治基本条例でも協働について記述しなければならないか。協働について市民活動及び協働の推進条例で担保されていないことが自治基本条例に求められることになるのではないか。
- ・ 言葉では、協働について市民活動及び協働の推進条例に言い尽くされてはいるが、市民活動 団体と行政が協働しようとすると、「協働だけれど委託」というかたちをとることになり、 多くの問題を生じさせる。
- ・ 例えば、この検討委員会で、市民が自治基本条例をつくることを行政がサポートして進めている、この作業も協働ではないか。

- ・ 協働を突き詰めていくと、二元代表制の制度について触れていくことになるのではないか。 二元代表制の下での協働のあり方を示す必要がある。協働には、隣近所とのつながりや地域 コミュニティの形成の中で行われることもあり、市民と行政の協働だけではなく、市民同士 の協働もある。また、"共同"と"協同"、"協働"の言葉の使い分けをする必要もある。 本来行政がやるべきことを代わってやらせるという委託という考え方と方法は協働にはふ さわしくない。
- ・ それぞれ異なる能力を持った者が協働すること、すなわち「1+1=3」になること、これが協働である。委託は協働に馴染まないと思う。さいたまNPOセンターは、「さいたま市市民活動サポートセンター」の指定管理者であるが、「さいたま市市民活動サポートセンター」は、整備検討の過程で、市民活動団体と行政の「協働管理運営」方式で運営されることになっており、現在はそのように運営されている。市民活動団体と行政は追求する価値も組織原理も異なるが、「協働管理運営」方式に則って、共通の目的を持って明瞭な協力関係を結び、協働を具体化している。
- ・ 協働は、市民活動及び協働の推進条例の中にもあるが、"対等"な関係が大切である。

(5)条例の位置付け

≪たたき台≫

【キーワード】

• 最高規範、羅針盤

【条例案骨子】

・ さいたま市の自治の最高規範

【考え方・解説】

・ 最高規範とは、「他の条例の整合性を図ること」「他の条例の運用指針であり」「さいたま市 自治基本条例を尊重する義務がある」ということである。

【中田委員からの発表】

・ 自治基本条例を「さいたま市の自治の最高規範」と位置付け、他の条例の上に立つ最高規範 の条例であるとした。

【検討】

- ・ 最高規範とすると「さいたま市議会基本条例第34条(他の条例等との関係)」と関連すると ころであり、議会との意見交換も含めて、今後詰めるべき大きな課題である。
- ・ 最高規範とすることは全体で議論することとするが、当面、この位置付けで良しとする。

(6)国や他の地方自治体との関係・国際関係

≪たたき台≫

【条例案骨子】

- ・ 国とさいたま市の関係
- ・ 他の地方自治体とさいたま市の関係
- ・ 諸外国とさいたま市の関係

【考え方・解説】

・ 平成12年4月「地方分権一括法」が施行され、国主導の一律的施策決定システムに代わり、 各自治体は地方政府として、国と対等な関係になり、地域ニーズを把握して、少ない行財政 資源ですが、施策を実行できるようになった。

- ・ 国との対等関係は一方では、責任も重いという現実がある。
- ・ 首都圏の自治体との協力から生まれるエネルギーは活用できるのではと考える。
- ・ 海外姉妹都市とも積極的に交流し、環境、教育、経済など都市が抱える諸問題解決の事例を 積極的にまちづくりに役立てることができると考える。

【中田委員からの発表】

- ・ 国との関係、首都圏の中での他の自治体との関係、国際関係の三つを骨子とした。
- 国との関係をどう表現するか、対等な関係と表現するには難しいところでもある。
- ・ 首都圏の中にさいたま市があり、その関係性を認識することが重要であると考えた。

【検討】

- ・ さいたま市らしさの条例として、首都圏の中にあるさいたま市であることを示し、首都圏の 他の自治体、近隣の自治体と協力し合うことによって強いエネルギーが生まれることを示す のがよい。それがさいたま市らしさにもつながるのではないか。
- ・ 政令指定都市であることを活かすといったことを、条例に盛り込むことはどうか。
- ・ 交通ネットワークの観点から隣接、近隣自治体との連携は重要であり、その中でさいたま市 はリーダーシップをとる必要がある。
- ・ 参考までに、自治体との連携に関する調査を行ったことがあるが、埼玉県の自治体は実務的 な面では連携して色々な事業を行っているという実態がある。また、各分野で全国の政令指 定都市で構成し、諸課題の研究等を行う協議会などを設けていることも多い。
- ・ 環境問題や防災など、一つの市だけで解決を図るより、広域的に取り組むべき課題も現在は 多くなっていると思う。
- ・ 自治基本条例には、理念を謳うので"連携"というより、"連帯"と言う言葉の方がよい。
- ・ 他の自治体との連携、連帯をどう考えるかは課題である。また、自治基本条例にどう盛り込むかをさらに検討する必要がある。
- ・ "閉ざされた自治" と "開かれた自治" という言葉があるかどうかはよく分からないが、 内向きに閉ざされたものではなく、外とも交流しながら皆で一緒につくっていく、自治を高 めていくという方向が良い。
- ・ 政令指定都市はどうしてリーダーシップをとる必要があるのか。お互いの自治の強化を図る ということでのリーダーシップを発揮すべき、ということなら理解できる。
- ・ リーダーシップをとるという言葉から、自治体相互の力関係や優劣を意味させるようなこと として受け止められるのはよくない。
- 国際関係とはどのようなことを指しているのか。
- ・ 市民の定義づけの議論で外国人も含むと言う議論があったが、そうした議論の延長として国際関係を捉えた。
- ・ 国や他の自治体との関係は地方分権や法律論に関連し、この諸外国との関係については、交流という意味合いで、分けて検討していくことも考えられる。
- ・ 他の自治体の自治基本条例で、外国と積極的に連携するといったことが盛り込まれた条例は あるか。
- ・ 札幌市の条例のように、「市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、

得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする」として積極的に位置づけている例もある。

・ 国際性、国際関係、外国との連携等の言葉の表現は改めて検討することとして、外国との連携等の国際性について条例に盛り込む方向で考えていく。

(7)条例の運用(実効性の確保)

≪たたき台≫

【条例案骨子】

- ・ 条例運用のための行政の役割
- ・ 条例運用のための議会の役割
- ・ 条例運用のための市民の役割

【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例がさいたま市のまちづくりの規範となる価値ある羅針盤になるには、制定後の 運用が大きな課題となる。この条例が有名無実の規範にならないようにするには、条例を生 きたものにする努力と仕組みが必要だと考える。
- ・ この条例を行政、議会、市民の三者がまちづくりの規範として遵守し、合議の元、必要な改定を行い、変化する社会情勢に適合していく努力をしなければならない。そのためにも三者によって構成される自治基本条例運用委員会の設立が必要と考える。

【中田委員からの発表】

・ 条例の実効性の確保として、仕組みが必要と考え、理想論ではあるが、行政、議会、市民から構成される「自治基本条例運用委員会」を提案する。

【検討】

- ・ 既に、他の自治体では自治基本条例が骨抜きになっているという話も聞く。私がこの委員に なった動機として、自治基本条例の実効性を是非確保したいからと思ったことがあり、この 実効性の確保の検討は重要と考える。
- ・ 「自治基本条例運用委員会」の役割は何か。見直し検証とか、意見を市民に投げ掛けるとか 具体的な検討が必要である。
- ・ 「自治基本条例運用委員会」を検討するには市民、議会、行政との関係を把握しておく必要 がある。
- 自治基本条例は、さいたま市の自治を実現するためのあくまでも手段であり、目的ではない。
- ・ 自治基本条例は、自治について迷ったときの羅針盤である。条例を制定したからといって自 治が確立できるものではない。どうやって実効性を担保するかが重要な課題である。
- 見直しは、何年毎に行うのか、あるいは恒常的に見直せるとするのか、また誰が見直すのか も検討することが必要である。
- ・ 市民が先ず自治基本条例のことを知らないと、運用や実効性も偏ったものになりかねない。
- ・ 三郷市の自治基本条例には、自治基本条例の普及・啓発を継続して行うといった条文がある。 例えば、条例に市民は自治基本条例を知らなければならない、と記述するか。
- ・ それは悪いことではないが、条文に認識論を述べても担保することにはならない。従って「自 治基本条例運用委員会」の仕組みを作ること、また仕組みの内容について記述することが必 要である。

- 「自治基本条例運用委員会」が市民にアンケートをするという方法もある。
- ・ 条例にもし欠陥があったら誰が修正するのか、また欠陥をもったまま一人歩きしないように することが必要である。条例を監視することも必要である。
- ・ 自治基本条例が各区に役立つものになるかどうかも、重要なことである。区レベルで皆でチェックする仕組み、例えば区民会議で自治基本条例について議論をしてもらうことも考えられる。
- ・ 皆で決めたことは皆で変えられる。そのためには条例がいつも皆の目に触れられていることが大切である。従って区レベル、区民会議などで身近なこととして議論してもらうことは大切である。条例を唱和できるぐらい身近なものになるとよい。
- 引っ越してきた人に条例文の冊子を渡すとか、公民館などには条例文がいつもどこかに掲げられているとか、身近にいつも見られると言うことが必要である。
- ・ 実効性の確保ということでは、個別テーマ「(7)行財政運営⑤監査」とも関係してくるのではないか。
- 自治基本条例を知ってから自治基本条例の実効性を確保するに至るプロセスとしてはどの ようなことが想定されるか。
- ・ 自治について知らなくても、実際は色々なことを実践している人はいる。問題は、困ったことが起きたときにこの条例が当てになるものでなければならない。その為には、色々と具体的に書かれてある分かりやすい解説書も大切である。イラスト、漫画なども入れて作るとなおよい。
- ・ 実効性ということでは、2~3年に一度見直すと記述することが必要である。
- ・ 実効性として、周知啓発が必要であり、また、市民参加で定期的に見直すという規定を盛り 込むことも考えられる。

3. その他、次回以降の進め方

- ・ 議会との意見交換については、現在調整中であり、日程は11月の第2、第3週あたりで実施できればと考えている。
- ・ 次回は、10月20日(水)にさいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所と意見交 換会を行う。